

5 粕監発第 55 号
令和 6 年 2 月 21 日

粕屋町長 箱田 彰 様
粕屋町議会議員 小池 弘基 様

粕屋町監査委員 柴田 俊一

同 田代 勘

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、財政援助団体等に対する監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により別紙のとおり報告します。

財政援助団体等監査結果報告書

1. 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項による監査）

2. 監査の対象

粕屋町商工会

3. 監査の期日

令和6年1月23日（火）

4. 監査の場所

粕屋町商工会事務所内

5. 監査の範囲

令和4年度に執行された粕屋町からの補助金に係る事業及びその出納
その他の事務

6. 監査対象の補助金

（単位：円）

	令和4年度
一般補助金	8,500,000
商工活性化対策補助金	400,000
プレミアム付商品券発行事業補助金	11,190,043
商工まつり（令和4年度エール花火）	1,200,000
創業支援事業補助金	60,000
かすやの送って“うレシート事業”補助金	4,600,000
かすやエール商品券発行事務費補助金	5,692,986
かすやエール商品券発行事業費補助金	234,592,000
合 計	256,155,029

7. 監査の方法等

事業及び財務に関する書類の提出を求め、財政援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、決算書等の計数等の確認を行うほか、山本事務局長に説明を求めることにより実施した。

8. 監査対象団体の概要

- (1) 名 称 粕屋町商工会
- (2) 設立目的 地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
- (3) 会員数 令和4年度末 991
- (4) 事業内容
 - 商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。
 - 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
 - 商工業に関する調査研究を行うこと。
 - 商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。
 - 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行うこと。
 - 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。
 - 商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること
 - 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。
 - 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
 - 福岡県商工会連合会の委託を受けて商工貯蓄共済事業の業務を行うこと。
 - 商工業者の福利厚生に資する事業を行うこと。
 - 行政庁からの委託を受けた事務を行うこと。
 - 輸出品の原産地証明を行うこと。
 - 商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務を処理すること。
 - 前払式証票の発行を行うこと。
 - 外国人研修生の受入に関する事業を行うこと。
 - 全国商工会会員福祉共済事業を行うこと。
 - 前各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

9. 監査の結果

今回の監査は、一昨年、令和4年10月に実施した粕屋町商工会に対する財政援助団体等監査の結果を踏まえ、一般的事業及び粕屋町からの財政援助に係る各補助事業共に、事業運営及び財務に関する事務について監査を実施した。

その結果、商工会の一般的事業及び財政援助に係る各補助事業共に事業運営及び財務に関する事務について、おおむね適切に実施されていると認められた。今後の更なる事業の適正化及び効率化に資するため、次の

とおりの意見を付する。

1. 前回の監査時に監査委員より注意喚起した、令和5年(2023)年10月1日より開始の適格請求書発行事業者の登録申請(インボイス制度)の導入については、当初、期日が近づく中で混乱が生ずる可能性が指摘されていた。

本件について、粕屋町商工会においては、ホームページトップ画面に独自に「重要なお知らせ」として本インボイス制度について中断のない注意喚起を行うのみならず、町内事業者に向けた、具体的な消費税の仕入れ税額控除の方式(インボイス制度)に対応するための登録申請など登録方法に係る対面式の説明会を反復実施し具体的な相談に応じるなど、その周知に積極的に務めた。

その結果、町内事業者に大きな混乱を生ずること無く、スムーズな制度スタート及びランニングにつながったことを高く評価することができる。

今後についても、個々の事業者の事情等から現状未登録となっている町内事業者、中でも小規模事業者について、事業内容や事業環境の変化により登録の必要性が生じる可能性があるため、こうした事業者がインボイス制度に的確に対応することができるよう継続して周知及び相談対応に努め、不利な状況に置かれる事業者が生じないよう一層努めていただきたい。

2. 粕屋町商工会が補助事業により発行した「かすやよかばい商品券(プレミアム付き粕屋町商品券)」事業について実施した「プレミアム付き地域商品券の利用実態に関するアンケート(消費者向け)」は、消費者の属性、周知属性、消費行動の変化、消費内容の変化、消費の目的、今後の商品券事業への希望等々、消費行動から見たこの商品券事業の効果検証が詳細に実証されている。

また、加えて実施した「プレミアム付き地域商品券についてのアンケート(事業者取扱店向け)」については、本商品券事業に参加した粕屋町内の事業者取扱店の商品券事業実施前後の売り上げ比較、商品券事業参加理由、この商品券事業をきっかけにした販売促進の取り組みの有無、商品券発行による商店街活性化の効果検証等々、粕屋町内事業者取扱店から見たこの商品券事業の効果検証が詳細に実証されている。

その結果、粕屋町内の消費者からは「商品券が無い場合の消費行動として26.0%が地元以外で購入」といった回答をはじめ、この商品券事業により、地元における消費にベクトルが向かったことが立証されたことなど、商品券が地元消費への積極的行動につながったことが詳細に分かる効果検証のみならず、粕屋町商工会による今後の地元消費への誘導の具体策策定に役立つ分析となっている。

また、粕屋町内の事業者取扱店側からは過半数近くの事業者が町内消費喚起効果があったと回答しており、商品券使用期間終了後の消費行動についても売り上げを増加させる効果を実感している実態が見て取れるなど、商品券の発行が消費のカンフル効果のみならず、地域の消費行動に対してプラス効果を上げている実態が分析されるなど、有効な効果検証が実施されている。

前回の監査時に監査委員より指摘した「かすやよかばい商品券(プレミアム付き粕屋町商品券)」事業の効果検証の実施について、粕屋町商工会が真摯に取り組み、実施されたことを高く評価したい。

今後は、この検証結果を踏まえた商品券事業の事業展開の方向性について、商工会内部で議論を深めるとともに粕屋町をはじめとした行政機関との連携のもと、一層効果的な事業にするための努力を続けていただきたい。

3. 商工会の今後の業務遂行の効率的な推進に当たっては、コンプライアンスの推進とリスク管理による不祥事等の未然防止に組織を挙げて取り組み、信頼される商工会の運営を実現し維持することが必要である。

そのため、具体的には①リスク管理、②法令等の遵守、③資産の保全、④財務報告の信頼性確保、⑤業務効率性の確保といった、「内部統制」の規定制定の検討を行うとともに、その考え方に則した商工会運営に一層取り組んでいただきたい。